

Ⅲ. 自主規制規則の改正等について

1. 商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づく留意事項の制定について

国内商品市場取引のみを規制していた商品取引所法の下において、主務省では商品取引員の勧誘行為等に係る規制についての解釈指針として「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（以下「委託者保護ガイドライン」といいます。）を平成 17 年 5 月 1 日に制定（平成 19 年 9 月 30 日改正）し、適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘の類型、商品先物取引未経験者の保護措置、再勧誘の禁止や説明義務の履行等に関して具体的な指針を示していました。

今回の商先法の施行に当たって、この委託者保護ガイドラインに代えて、商品先物取引業者等（商品先物取引仲介業者、特定店頭商品デリバティブ取引業者を含みます。）に対する監督上の評価項目として、主務省において「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「監督指針」といいます。）を策定されました。

そして、監督指針の適用について、「各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は顧客の保護の観点から問題のない限り、直ちに不適切とするものではない」とされたことから、会員においては、商先法等の関係法令、監督指針及び本会の定める自主規制規則等を踏まえた社内規則を制定し、適正な商品先物取引業務を自律的に行うことが求められることとなりました。

このような主務省の監督指針に対応して、本会では、商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づいて「Ⅰ. 再勧誘禁止の遵守に関する事項」、「Ⅱ. 不招請勧誘禁止の遵守に関する事項」、「Ⅲ. 適合性原則の遵守に関する事項」からなる留意事項を定め、会員は監督指針の委託者保護に関する部分及び当該留意事項を踏まえて社内規則を制定し、それを役員及び使用人に遵守させるとともに、社内監査を通じて遵守状況を点検することとし、第 40 回自主規制委員会（12 月 1 日開催）の審議を経て、第 90 回理事会（12 月 8 日開催）において決定し、主務省の監督指針の制定を受けて 1 月 26 日に施行しました。

※ 「商品先物取引業務に関する規則第 18 条第 1 項に基づく留意事項」の本文は、本会ホームページの「定款・諸規程」メニューからご参照ください。
<http://www.nisshokyo.or.jp/profile/kitei.html>